

# 広瀬川の清流を守る条例

## 環境保全区域内の建築行為に係る許可申請の 実務者向け説明会のお知らせ

広瀬川の清流を守る条例により、**広瀬川の周辺部（環境保全区域）**で建築行為等を行う際はあらかじめ本条例に係る許可を得る必要があります。

この度、区域内の緑化をより一層推進するために**建築行為等の許可基準の一部を改定すること**となりましたので（平成30年7月1日以降の申請に適用）、新しい基準を適用する許可申請に関し、許可申請書や資料の作成方法の周知を目的とした**申請実務者向けの説明会**を開催します。

日時 平成30年5月18日（金曜日）  
午後3時00分から（開場 午後2時30分）  
場所 仙台市役所 本庁舎 6階 第一会議室

※建築設計者等、許可申請の実務に携わる方々向けの説明会です

※事前のお申し込みは不要です。（定員70名（先着順受付））

※駐車場はございません。公共交通機関でご来場いただくか、近隣の有料駐車場をご利用ください。

### お問い合わせ

仙台市 建設局 河川課 広瀬川創生室（仙台市役所本庁舎6階）

TEL: 022-214-8327 FAX: 022-268-4312

■ 許可基準の改定内容を**仙台市ホームページ**に掲載しています

くらしの情報 > 自然・動物・農業 > 緑・公園・河川 >

緑・公園・河川に関する条例・計画 > **広瀬川の清流を守る条例**

<https://www.city.sendai.jp/hirosegawasose/kurashi/shizen/midori/midori/seryu/kijunkaitai2018.html>



**Q** 広瀬川の環境保全区域とは？

建築の許可が必要となる区域です

**A** 広瀬川の自然環境や景観を守るために、広瀬川沿いに設定している区域です  
自然的環境と土地利用に応じて3種類に区分けしています

